

16 図書館と法

筑波大学図書館情報メディア系

准教授 石井 夏生利

講義概要

本講義では、著作権法及び個人情報保護法を中心に、図書館をめぐる様々な法的問題を講義する。図書館は、文化と学術の拠点となる社会的機関であり、教育・研究活動を支える重要な存在である。また、貴重資料の蓄積保存を行うという役割も担っている。こうした図書館における情報の取扱いは、「知る権利」、学問の自由、教育を受ける権利(学習権)、参政権といった憲法上の諸権利や、著作権、プライバシー権や個人情報保護法など、実に多岐にわたる法制度と関連することから、図書館業務に従事する際には、いかなる法的問題が存在するかを認識し、その解決策を考えることが肝要である。あわせて、図書館サービスを提供することに伴う各種トラブルへの対処法も理解しておく必要がある。

このように、図書館をめぐる法的問題は多岐にわたるが、「図書館と法」では、実務的に問題となることの多い著作物及び個人情報の取り扱い方を中心に、次の構成にて講義を進めることとする。

講義の構成

1 著作権法の基礎知識

- (1) 知的財産権の分類
- (2) 著作権法の目的
- (3) 著作権法の分類
- (4) 著作物
- (5) 著作権
- (6) 著作者人格権
- (7) 自由利用
- (8) 保護期間
- (9) 違反の効果(民事・刑事)
- (10) 平成 21 年改正法
- (11) 平成 24 年改正法案

まず最初に、著作権法の概要を講義する。ここでは、「図書館等における複製」(第 31 条)の要件及び同条に関して争いになった多摩市立図書館事件(東京地判平成 7 年 4 月 28 日、東京高判平成 7 年 11 月 8 日、最判平成 9 年 1 月 23 日)にウエイトを置きつつ説明を加えるとともに、平成

21 年改正法、及び、平成 24 年改正法案にも言及する。

2 著作権に関する個別問題

図書館サービスで最も問題となるのは、著作権法に基づく対応である。これについては、例えば、次のような個別問題が存在する(著作権情報センター ケーススタディシリーズ第 3 集「図書館と著作権」(<http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03.html>)、黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第 3 版、2011 年)。

- Q1 どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか。
- Q2 コイン式複写機を用いて複写サービスを行うことに問題はありますか。
- Q3 著作権法第 30 条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか。
- Q4 複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲でしょうか。
- Q5 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたらよいのでしょうか。
- Q6 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいのでしょうか。
- Q7 ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか。音楽 CD の貸出とは違うのでしょうか。
- Q8 最近、図書館の雑誌の付録に CD-ROM やフロッピーがついている場合がありますが、館外貸出をしてもかまいませんか。
- Q9 市立の図書館で子どもたちに対してお話会(朗読サービス)を、視覚障害者に対して録音サービスをしようと考えています。
- Q10 デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか?
- Q11 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着図書を紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいのでしょうか?
- Q12 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか?
- Q13 国立国会図書館の「納本制度」とは何ですか。所蔵資料の電子複製化に関する著作権法の改正内容はどのようなものですか。

これらのほかにも、絵本を大型紙芝居化や立体化、図書館におけるインターネット情報の利用、利用者複製に対する図書館の責任、図書館におけるビデオ上映等の問題もある。ここでは、具体的事例を解説しながら、個別問題への対応を検討する。

3 個人情報保護法の基礎知識

- (1) プライバシー権と個人情報保護法
- (2) 個人情報の保護に関する法律
- (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

個人情報保護については、関連する5つの法律が、2003年5月23日にまとめて制定された。そのうちの主な法律は、民間事業者に適用される「個人情報の保護に関する法律」、行政機関に適用される「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に適用される「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」である。また、地方公共団体の設置する組織には、それぞれの個人情報保護条例が適用される。ここでは、3つの法律の概要を説明する(自治体の条例は個別に制定されているため、本講義では割愛する)。説明の際には、目的、主な定義、個人情報等の取扱いに関する主な義務、開示、訂正、利用停止等の各制度、例外、罰則を取り上げる予定である。

また、プライバシー権は、個人情報保護法制を語る上で欠かせない概念である。歴史的には、プライバシー権が発展して個人情報保護法制への実現に至っているが、両者は同一の概念ではない。そこで、個人情報保護法制の解説に入る前提として、前記(1)においてプライバシー権との概念整理を行う。

4 図書館サービスと個人情報保護法

前述のとおり、個人情報保護法制については、設置母体ごとに適用法令を異にする点に1つの特徴がある。図書館についても、そもそも個人情報保護法の適用されない図書館があるほか、適用される場合であっても、当該設置母体に適用される法令が何であるかを確認した上で法令遵守に取り組むことが求められる。

また、図書館が扱う情報には、利用者情報、利用情報(記録)、個人情報関係資料、図書館職員等の個人情報、書誌情報があり、それぞれに法令に則った取扱いが求められるものの、個人情報関係資料は、法令の適用対象外となる場合がある。この点を踏まえつつ、各種情報を取得、利用、提供、管理する過程で取るべき法的対策を整理し、解説する。あわせて、昨今疑義をもたらした武雄市立図書館による指定管理者問題、その他、個人に関する情報の開示等の求め(請求)を受けた場合における対応等も取り上げる。

参考文献

山本順一『電子時代の著作権』(勉誠出版、1999年)

青弓社編集部編『情報は誰のものか?』(青弓社、2004年)

新保史生「図書館と個人情報保護法」情報管理 47 卷 12 号 818-827 頁(2004年)

名和小太郎・山本順一『図書館と著作権』(日本図書館協会、2005年)

文化庁編著『著作権法入門』(文化庁、2009年)

鎌水三千男『図書館と法 図書館の諸問題への法的アプローチ』(日本図書館協会、2009年)

塩見昇『新図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会、2009年)

新保史生『情報管理と法 情報の利用と保護のバランス』(勉誠出版、2010年)

黒澤節男『Q&A 図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第3版、2011年)

社団法人著作権情報センターのホームページ(<http://www.cric.or.jp/>)

文部科学省著作権法の一部を改正する法律案のウェブ・ページ

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/1318798.htm)

図書館と法

筑波大学図書館情報メディア系
准教授 石井 夏生利

個人情報保護法の基礎知識

個人情報保護に関する法体系イメージ



個人情報保護法の目的

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」(第1条)

定義①

- 「個人情報」=①生存する、②個人に関する情報であって、③特定の個人を識別することができるもの(個人識別性)



生存する個人に関する情報

特定の個人を識別できる情報

他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

名刺1枚でも
個人情報

定義②

- 「個人データ」=個人情報データベース等を構成する個人情報。
- 「個人情報データベース等」=①個人情報を含む情報の集合物であって、②コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成されたもの、又は、①に加えて、②'コンピュータを用いた場合に匹敵するほどの検索容易性を伴って体系的に構成されたもの。
- 「個人情報取扱事業者」=個人情報データベース等を事業の用に供している者。ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う場合に限る。



要件を満たせば、分野を問わずあらゆる民間事業者が該当する。

定義③

- 「保有個人データ」＝個人情報取扱事業者が、開示、訂正等の権限を有する個人データ。ただし、半年以内に消去するものは除く。
- 「本人」＝個人情報によって識別される特定の個人。

7

個人情報取扱事業者の義務等

「個人情報」を扱う際の義務	「個人データ」を扱う際の義務	「保有個人データ」を扱う際の義務
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用目的の特定 (第15条) ● 利用目的による制限 (第16条) ● 適正な取得 (第17条) ● 取得に際しての利用目的の通知等 (第18条) ● 苦情の処理 (第31条) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 正確性の確保 (第19条) ● 安全管理措置 (第20条) ● 従業者の監督 (第21条) ● 委託先の監督 (第22条) ● 第三者提供の制限 (第23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公表等(第24条) ● 開示(第25条) ● 訂正等(第26条) ● 利用停止等(第27条) ● 理由の説明(第28条) ● 開示等の求めに応じる手続(第29条) ● 第30条(手数料)

違反すると罰則の対象になる(全てではないが)。

8

例外

大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取扱う場合、個人情報取扱事業者の義務等は適用されず。



私立大学の附属図書館が該当

9

罰則

主務大臣の命令違反

6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

報告違反、虚偽報告

30万円以下の罰金

法人にも罰金刑

10

独立行政法人等個人情報保護法

11

独立行政法人法の対象法人(204法人)

- 独立行政法人 104法人
- 国立大学法人 86法人
- 大学共同利用機関法人 4法人
- 特殊法人 6法人
- 認可法人 3法人
- その他法人 1法人

12

独立行政法人個人情報保護法の構成

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 独立行政法人等における個人情報の取扱い(第3条～第10条)
- 第3章 個人情報ファイル(第11条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第12条～第26条)
 - 第2節 訂正(第27条～第35条)
 - 第3節 利用停止(第36条～第41条)
 - 第4節 異議申し立て(第42条～第44条)
- 第5章 雑則(第45条～第49条)
- 第6章 罰則(第50条～第54条)

13

法律の目的

独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していること

↓ を背景に

独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項

↓ を定めることにより

独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営

v.

個人の権利利益の保護

バランスを図ることを最終目的とする。

14

対象情報①

個人情報

生存する個人に関する情報
+
特定の個人を識別することができるもの

保有個人情報 ← この情報が大事

独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成
or 取得した個人情報
+
当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用する
法人文書

5

「個人情報」の定義に関する注意事項

生存する個人に関する情報

特定の個人を識別できる情報

他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

新保史生「個人情報保護への適切な対応について」(2006年11月16日)の講演資料25頁より。

16

対象情報②

保有個人情報

個人情報ファイル: 保有個人情報の集合物

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの ← コンピュータ情報

or

一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの ← マニュアル情報

7

個人情報ファイル簿の作成・公表

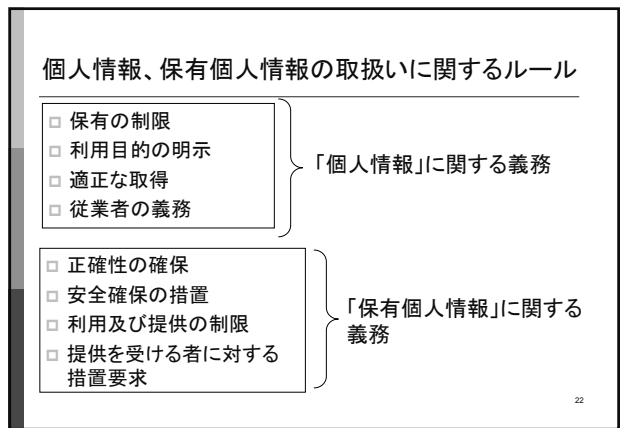
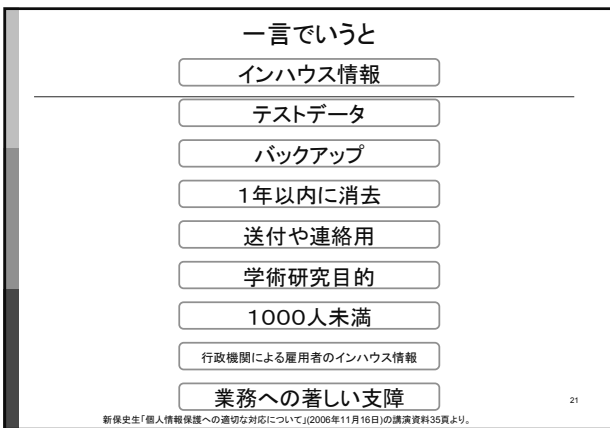
個人情報ファイルの名称
独立行政法人等の名称
個人情報ファイルを利用する事務をつかさどる組織の名称
個人情報ファイルの利用目的
個人情報ファイルへの記録項目、個人情報ファイルに記録される個人の範囲
個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
記録情報を当該独立行政法人等以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
開示請求、訂正請求、利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地
訂正請求、利用停止請求について、他の法令に特別の手続が置かれている場合の記載
コンピュータファイルかマニュアルファイルかの種別
マニュアルファイルについて、コンピュータファイルの利用目的及び記録範囲内に該当するか否か

1	個人情報ファイルの名称	図書館利用者ファイル
2	法人の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	国立大学法人名古屋工業大学 学術情報チーム
3	個人情報ファイルの利用目的	図書館開館における入館、図書貸出・返却・借戻等の事務に利用する。
4	個人情報ファイルに記録される項目及び本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲	1 氏名、2 利用者番号、3 身分、4 所属、5 学籍番号 本学の学生及び教職員、学外利用者
5	個人情報ファイルに記録される個人情報の取得方法	本人等については、学内課員(図書委員)に一任取得、教職員等については、関係部署より申請取得、学外利用者については、申込期に利用者登録申請書記入することにより取得。
6	個人情報ファイルに記録される個人情報の経営的提供(提供する場合)	
7	開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	国立大学法人名古屋工業大学総務チーム 〒466-8595 名古屋市昭和区御器所町
8	他の法律又はこれに基づく命令の規定による、訂正、利用停止等の手続等の規定(ある場合)	
9	個人情報ファイルの種類 政令第4条第3項に該当するファイルの有無(電算処理ファイルであるとして、付随するマニュアルファイルが有るかどうか。)	■ 法第4条第1号(電算処理ファイル) □ 法第4条第2号(マニュアルファイル) ■ 有 □ 無

名古屋工業大学の例(<http://www.nitech.ac.jp/release/johokajifi/file.html#m-13>)

作成・公表しなくてもよい場合

役員、職員等に関する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項を記録するもの
専ら試験的なコンピュータ処理に利用するための個人情報ファイル
公表対象の個人情報ファイルに含まれている記録
一年以内に消去する情報のみを記録する個人情報ファイル
資料、物品、金銭の送付又は業務上の連絡を行うための個人情報ファイルであって、相手方の氏名、住所等、送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
役員、職員が学術研究目的で作成、取得する個人情報ファイルであって、専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
本人の数が1000人に満たない個人情報ファイル
行政機関が雇用し、国以外の労務に服する者に関する人事、給与、福利厚生に関する事項を記録するもの等
個人情報ファイル簿への記載や掲載、事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき(はその部分を記載、掲載しないことができる。)



個人情報の保有の制限

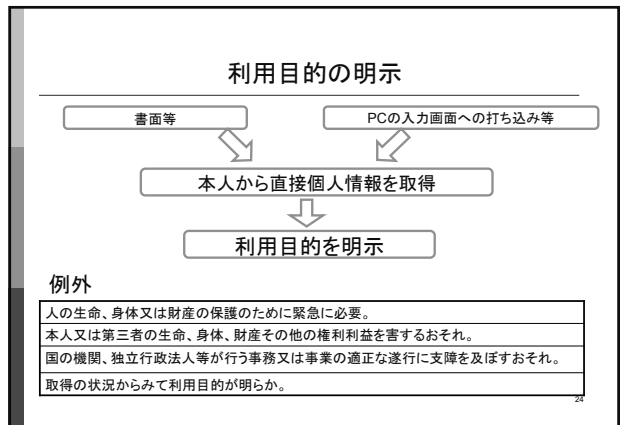
保有の制限	法令上の業務を遂行するために必要な場合に限る。
利用目的	できる限り特定
目的外利用	禁止
利用目的の変更	変更前の利用目的と相当の関連性を有する範囲内。

保有＝法令の定める所掌事務の遂行に必要な範囲

利用目的の特定 → 変更後の利用目的

変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限られる。

同村久道「個人情報保護法」(商事法務、新訂版、2009年)356頁、図8より。



ツタヤ運営企業に図書館委託 / 佐賀県武雄市

TSUTAYA (ツタヤ) を運営するカルチャ・コンビニエンス・クラブ (CCC) と佐賀県武雄市は4日、武雄市図書館の企画・運営に関する提携で基本合意したと発表した。CCCが指定管理者として来年4月から図書館を運営し、開館時間を延長するなどサービスの向上を図る。

武雄市図書館の運営費は年間約1億4500万円かかっているが、同市はCCCへの委託で1割程度減らせると見込む。この日都内で会見した樋渡啓祐市長は「サービスを向上しつつも経費を下げるために、民間のノウハウを提供してもらおう」と述べた。

CCCが公立図書館を運営するのは初めて。

2012年05月04日 16時32分

佐賀新聞(http://www.saga-s.co.jp/news/global/corenews_0.2199644.article.html)より

波紋広げる武雄市図書館のツタヤ委託計画

- ・・・利用カードの個人情報管理を不安視する声も上がっている。貸出し履歴は思想や信条、嗜好(しこう)も分析できる重要な個人情報。現在は返却と同時に記録を消去しているが、樋渡啓祐市長はこうした情報を活用して「別の本の推薦(リコメンド)もしたい」との意向を示した。ネットを中心に、民間が情報管理する危険性などを懸念する意見が相次いだ。

2012年5月5日付佐賀新聞記事(<http://www.saga-s.co.jp/news/saga.0.2204442.article.html>)より

貸出し履歴提供せず 武雄市図書館、ツタヤ委託

武雄市図書館の管理をレンタルビデオ店「TSUTAYA (ツタヤ)」の運営会社に委託する計画について、樋渡啓祐市長は11日、運営会社の「Tカード」を利用する場合、貸出し履歴はTカード側に提供しない考えを示した。

市議会一般質問で答えた。市はTカードと、これまでと同様の図書館カードを使用者が選択できる方式をあらかじめ示したうえで、Tカード利用の場合は、ポイント付与に必要なT会員番号、使用年月日、使用時刻、ポイント数、貸出し点数のデータを提供する方針を示した。

貸出し履歴は、借書入室や借入れ替えの場合だけ館内の分析システムで使う。

ポイントを付ける条件は(1)本を借りることに付与(2)来館に応じて付与(3)図書を通達する自分で本を借りるシステム利用者には付与の3案を検討している。

8月までに必要な図書館機能を聞く千人規模のアンケートを実施。要望があれば、7、8月に市役所開会も聞く。運営会社との契約期間は5年にする考えも示した。

計画では、来年4月から運営会社「カルチャ・コンビニエンス・クラブ(CCC)」を指定管理者とし、年中無休で開館する。

2012年6月12日佐賀新聞記事(<http://www.saga-s.co.jp/news/saga.0.2222748.article.html>)より

データ取生罪歴なし 武雄市図書館の個人情報保護委員会

武雄市図書館の管理をレンタルソフト店「TSUTAYA (ツタヤ)」の運営会社に委託する計画を進めている佐賀県武雄市は6日、利用者の個人情報の扱いについて、市個人情報保護審議会(会長・松尾弘志弁護士)に諮問した。審議会は収集する統計データは個人を特定しない情報で開示なく、貸し出しに伴うポイント付与のための情報提供も本人同意があれば構わないと答申した。ただ、個人情報の厳格な取り扱いを明文化し、運用にも配慮するよう審議した。

市は3点を諮問。性別、年齢、住んでいる町名の情報だけを独した利用履歴である統計データの収集については、個人と特定できない匿名情報で、開示なしと答申。運営会社の「Tカード」を選択した場合のポイントシステムへの情報(T会員番号、使用年月日、使用時刻、ポイント数)の提供は、本人同意があれば構わないとした。

ただ、利用情報の管理については委託時の協定書に厳格な保護、運用にあたっての情報システム構築を明文化することを要請した。市によると、統計データは館内のシステムに13カ月蓄積し借書入室などに利用、実行と同時に消滅になる。個々人の嗜好に合った本を推薦する「リコメンド」はしないという。

2012年7月6日佐賀新聞記事(<http://www.saga-s.co.jp/news/saga.0.2241726.article.html>)より

利用及び提供の制限

原則

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

例外

本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

法令上の業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき

行政機関や他の独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が、法令上の事務等の遂行に必要な限度で、提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき

専ら統計作成又は学術研究の目的のために提供するとき、提供が明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由のあるとき

※必要な場合には提供先に別して個人情報管理のための措置要求 ※特に必要な場合には目的外における内部利用を特定の役員等に限定

再び原則
目的外利用又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき。

罰則①

独立行政法人等の職員、以前これらの職に従事していた者
独立行政法人等からの個人情報の取扱いに関する受託業務に従事し又は従事していた者

正当な理由なく、個人の秘密が記録されたコンピュータ処理による個人情報ファイルを提供
業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
国外でやってもアウト

罰則②

独立行政法人等の職員



職権を濫用して、専ら職務の用以外目的で個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集



1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

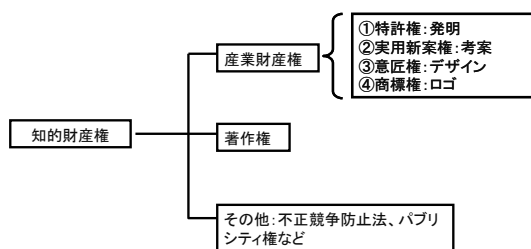
国外でやってもアウト

31

著作権法の基礎知識

32

知的財産権の分類



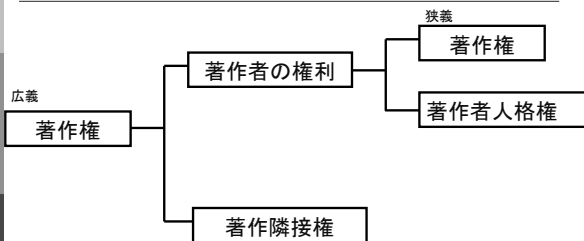
33

著作権法の目的

- 第1条「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」

34

著作権法の分類



著作権は作れば発生＝無方式主義

35

著作物

- 思想又は感情
 - 創作性
 - 表現
 - 文芸、学術、美術又は音楽の範囲
- 要件
- 一般の著作物(小説、楽曲、絵画等)
 - 二次的著作物
 - 編集著作物
 - データベースの著作物
- 種類

36

著作物の種類(例示)

小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
音楽の著作物
舞踊又は無言劇の著作物
絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
建築の著作物
地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
映画の著作物
写真の著作物
プログラムの著作物
二次的著作物
編集著作物・データベースの著作物

事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、著作物に該当しない。

37

著作権

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に複製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝送する権利
口述権	著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布(販売・貸与など)する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利(二次的著作物を創作することにも及ぶ権利)
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)

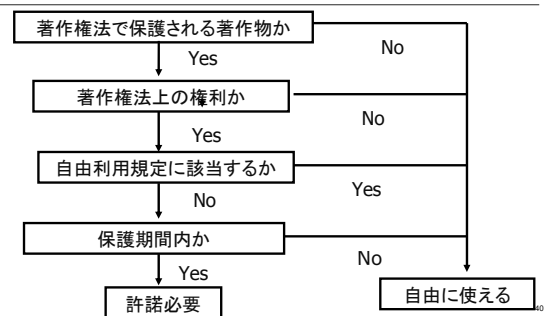
著作者人格権

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利。
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利。
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利。

著作権情報センター「はじめての著作権講座」より
(<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>)。

39

著作物の利用に関するフロー



40

自由利用①

- 私的使用のための複製(30条)
- 図書館等における複製(31条)
- 引用(32条)
- 教科用図書等への掲載(33条)
- 教科用拡大図書等の作成のための複製(33条の2)
- 学校教育番組の放送等(34条)
- 学校その他の教育機関における複製等(35条)
- 試験問題としての複製等(36条)
- 視覚障害者等のための複製等(37条)
- 聴覚障害者のための自動公衆送信(37条の2)
- 営利を目的としない上演等(38条)
- 時事問題に関する論説の転載等(39条)
- 政治上の演説等の利用(40条)
- 時事的事件の報道のための利用(41条)

41

自由利用②

- 裁判手続等における複製(42条)
- 行政機関情報公開法等による開示のための利用(42条の2)
- 国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製(42条の3)
- 翻訳、翻案等による利用(43条)
- 放送事業者等による一時的固定(44条)
- 美術の著作物等の原作品の所有者による展示(45条)
- 公開の美術の著作物等の利用(46条)
- 美術の著作物等の展示に伴う複製(47条)
- 美術の著作物等の譲渡との申出に伴う複製等(47条の2)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(47条の3)
- 保守、修理等のための一時的複製(47条の4)
- 送信の障害の防止等のための複製(47条の5)
- 送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等(47条の6)
- 情報解析のための複製等(47条の7)
- 電子計算機における著作物の利用に伴う複製(47条の8)

42

自由利用:図書館等における複製(調査研究目的)

- 「図書館等」であること。
- 複製の主体が図書館であること。
- 営利を目的としないこと。
- 図書館等の図書、記録その他の資料を用いること。
- 利用者の求めに応じた複製であること。
- 調査研究の用に供する目的であること。
- 公表された著作物であること。
- 著作物の一部分の複製であること。
- 1人につき一部の提供であること。

43

多摩市立図書館事件:事案

- 原告:多摩市の住民
- 被告:多摩市
- 平成5年7月中旬頃、原告は、多摩市立図書館に対し、「土木工学事典」の112頁から118頁までを複製申請したが、拒否された。
- 「土木工学事典」は、本文が822頁、大きく18の節に分かれた編集著作物であり、著作者も項目ごとに分かれている。
- 原告は、被告に対し、著作権法31条一号の規定に基づく複製権を有することの確認等を求めて提訴。

44

多摩市立図書館事件:各裁判所の結論

- 東京地方裁判所平成7年4月28日:請求棄却
↓ 原告控訴
- 東京高等裁判所平成7年11月8日:控訴棄却
↓ 控訴人上訴
- 最高裁判所平成9年1月23日:上告棄却

45

多摩市立図書館事件:主な争点と裁判所の判断

- 原告に複製権はあるか?
「図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。」
- 本件著作物は全体が1つの著作物か?
「本件著作物は、各項目毎にまとまった内容を有しているものと窺われかつ著作者が明示されている。」

46

問題点

- 解釈論としては異論の余地を狭みにくい。

↓ 立法論として

情報サービスの需要増大を理由に、複製の自由化を広く認めるべきか?

公益的見地から、より厳格に解すべきか?

47

保護期間

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む)の著作物	死後50年
無名・変名の著作物	公表後50年 (死後50年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後50年 (創作後50年以内に公表されなければ、創作後50年)
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

※暦年主義:創作、公表、死亡した日の翌年の1月1日から起算

48

違反の効果(民事)

- 差止請求権
侵害の停止・予防
侵害行為により作成した物や侵害行為をするための機械・器具類の廃棄等の請求
- 損害賠償請求権

49

違反の効果(刑事)

- 著作権、出版権、著作隣接権侵害
10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
法人は3億円以下の罰金
- 著作人格権・実演家人格権侵害等
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
法人は本条と同じ罰金
- 親告罪: 告訴がなければ公訴を提起できない。

50

2009年著作権法改正

- インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置
- 違法な著作物の流通抑止のための措置
- 障害者の情報利用の機会の確保のための措置



図書館との関係では

- (1) 国会図書館における所蔵資料の電子化
- (2) 障害者の情報利用の機会の確保

51

2012年著作権法改正

- 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信に係る規定の整備
一国立国会図書館は、絶版等資料について、図書館等に対して自動公衆送信を行うことができることとする。図書館等は、利用者の求めに応じて、国立国会図書館から自動公衆送信された絶版等資料の一部複製を行うことができることとする。
- 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
一国立公文書館の長等は、公文書等の管理に関する法律等の規定により、著作物等を公衆に提供すること等を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等を利用できることとする。

52

著作権に関する個別問題

53

事例①

- どのような図書館でも権利者に無断で複写サービスができるのでしょうか。



- 国立国会図書館等7つの類型の施設に該当すること。
- 司書又はこれに準ずる職員を置いていること。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q1、黒澤節男「図書館の著作権基礎知識」(太田出版、第3版、2011年)102頁以下参照。

54

事例②、③

- 著作権法第30条の「私的使用のための複製」の規定により、図書館内においてもコイン式複写機で全文の複写ができると聞きましたが、そうなのでしょうか。



- かかる解釈は違法。ただしコンビニのコピー機等での全文コピーは暫定的に適法なものとして扱われている。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q2-Q3、黒澤・前掲「図書館の著作権基礎知識」106、109頁以下参照。

55

事例④

- 複写サービスができる「著作物の一部分」とはどの範囲でしょうか。



- 個々の著作物の半分を超えない程度と解釈されている。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q4、黒澤・前掲「図書館の著作権基礎知識」122頁以下参照。

事例⑤

- 定期刊行物に関する「発行後相当期間」とはどの程度と考えたらよいのでしょうか。



- 次号が発行されるまで、又は、年刊の定期刊行物については、3ヶ月間。
- バックナンバーを容易に入手できる場合は、次号が出て「発行後相当期間」とはいいがたい。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q5参照。

※多摩市立図書館事件

※「複製物の写り込みに関するガイドライン」(2006年)

56

事例⑥

- 自館にない資料について利用者から複写請求があったので資料を所蔵している他の図書館に文献の複写依頼をして対応したいのですが、よろしいでしょうか。



- 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」の取り決めにに基づき、依頼を受けた図書館が、複製を提供することができる。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q6、黒澤・前掲「図書館の著作権基礎知識」126頁以下参照。

※「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(2006年)

57

事例⑦、⑧

- 最近、図書館の雑誌の付録にCD-ROMやフロッピーがついている場合がありますが、館外貸出をしてもかまいませんか。



- 音楽教材には貸与権が及ぶ。ただし、非営利、無料の例外がある。
- 映画著作物に該当すれば頒布権が及ぶ。ただし、非営利、政令で定めた施設(公共図書館であればOK)、無料、補償金処理によって貸出し可能。
- 図書館が適正に購入していれば、消尽理論によりその後の貸出に対して頒布権は及ばない。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q7-Q8、黒澤・前掲「著作権基礎知識」150頁以下参照。

58

事例⑨

- 市立の図書館で子どもたちに対してお話し(朗読サービス)を、視覚障害者に対して録音サービスをしようと考えています。



- 朗読には口述権、録音には複製権が及ぶ。
- ただし、朗読サービスは、非営利・無料・無報酬の要件をクリアすれば許諾不要。
- 視覚障害者向けの録音サービスも、2009年改正により、公共図書館で複製できるようになった。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q9参照。

※児童書四者懇談会「お話し・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」(2006年作成、2007年改訂)。

59

事例⑩

- デジタルカメラや携帯電話を使って資料を撮影する利用者がいますが、図書館としてはどう対応したらいいのでしょうか？



- 私的使用の範囲内であればとめられない。
- 図書館施設の管理権に基づく制限を設けることが考えられる。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q10、黒澤・前掲「図書館の著作権基礎知識」100頁以下参照。

60

管理運営権限の根拠

- 図書館法13条2項
「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。」
- 図書館の利用規約に定めを置く。
- 条例に基づく運営要領を適用する方法もある。

61

事例⑪

- 当館では、「図書館だより」に絵本や本の表紙を写真に撮り、毎月新着圖書の紹介として載せ、また、その図書館だよりをそのままホームページにも載せておりますがよろしいでしょうか？



- 複製権が働くため、出版社に要確認。
- 引用の方法による場合も。
- 許諾不要という見解も有力化。

※児童書四者懇談会「お話し・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q11、黒澤節男『図書館の著作権基礎知識』(太田出版、第三版、2011年)85頁以下参照。

62

事例⑫

- 大学図書館では、「機関リポジトリ」を開設して当該大学の研究者の研究成果物を図書館のホームページに登録し、世界に情報発信することが数年前より行われていますが、著作権的に留意すべきことは何ですか？



- 複製権と公衆送信権について、権利者からの許諾が必要。
- 特に過去の論文等については大変な作業となる。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q12、黒澤・前掲『著作権の基礎知識』133頁以下参照。

63

事例⑬

- 国立国会図書館の「納本制度」とは何ですか。所蔵資料の電子複製化に関する著作権法の改正内容はどのようなものですか。



- 「納本制度」とは、国内の出版物の全てを収集するという業務。2009年著作権法改正により、国立国会図書館において、所蔵資料の原本の滅失等を避けるため(=納本後直ちに)、納本された図書等をデジタル化して原本を保存する方途が開かれた。

著作権情報センター ケーススタディシリーズ第3集「図書館と著作権」Q13参照。

64